

吉田さん解雇撤回裁判で勝訴

吉田生コン事件一審判決（10/27 奈良地裁）



写真左から分会員の藤田さん、吉田さん、久堀文弁護士

「関西生コン事件」の権力弾圧に乗じて、大阪広域協組と連携を図りながら吉田さんら組合員を職場から一掃したいというのが本当の理由だった。吉田生コンと関生支部のあいだには組合活動による不就業を認める労使協定があり、実際、会社は組合用務届を受理して賃金も支払っていた。翌年2020年3月、奈良地裁は奈良地裁は解雇は無効として賃金仮払いを命じる仮処分決定を出した。

藤田さんは職場復帰できた。だが、解雇から2か月後に加茂生コン事件で不当逮捕・起訴されて裁判中だった吉田さんは職場復帰できなかった。しかも、同年9月、吉田生コンはこんどは逮捕、起訴を理由に吉田さんに2回目の懲戒解雇を通知したのだった。

この理不尽極まりない執拗な組合排除の企みに、改めてダメ出ししたのが今回の判決ということになる。

なお、たたかいはこれで決着ではない。吉田生コン側は控訴するだろうし、吉田さんは吉田さんで、再雇用を実現して職場復帰するためのたたかいがつづく。というのも、不当解雇期間中に吉田さんは60歳定年に達していたのだが、解雇を理由に吉田生コンは再雇用の申し込みに応じなかったからだ。再雇用を求める団交や、裁判・労委でのたたかいが新たなにスタートする。

●逆転無罪判決につづく解雇無効判決

——さらなる反撃へ

吉田さんは昨年12月には、加茂生コン事件控訴審で逆転無罪判決を手にした。今回の勝訴判決は、これにつづく大きな反撃の手がかりだ。

正当な組合活動を刑事事件にする。これに便乗して脱退勧奨と懲戒解雇で職場から組合を一掃しようとする。大阪広域協組と警察・検察が仕組んだこの事件全体の構図に、またひとつ風穴が開いたからだ。

10月27日、奈良ブロックの組合員・吉田修さんが、株式会社吉田生コンクリート（奈良市。以下、吉田生コン）による解雇無効と地位確認を請求した裁判で、奈良地方裁判所（民事部、寺本佳子裁判長）が吉田さん勝訴の判決を出した。

●弾圧に便乗した組合排除の解雇

吉田さんは2回解雇されていた。

最初の懲戒解雇は2019年4月。吉田生コンが吉田さんをふくむ組合員6人に組合脱退と自主退職を働きかけ、拒否した吉田さんと藤田さんを解雇したのだった。吉田さんの解雇理由は、1年半前の2017年10月～翌年6月、のちに弾圧事件の舞台となる加茂生コンで組合活動に参加して就労していなかったことを無断欠勤としたものだった。しかし、それは口実に過ぎず、「関西